

個人情報保護委員会（第87回）議事概要

- 1 日時：平成31年2月5日（火）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、
山崎参事官、三原参事官、松本参事官

4 議事の概要

(1) 人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書の概要説明 について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の職員が会議に出席した。

人材派遣健康保険組合から適用、給付及び徴収関係事務について、全国健康保険協会から健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務についての全項目評価書の再実施の概要等について説明があった。

小川委員から「人材派遣健康保険組合の解散に際し特定個人情報を適切に完全消去する方法、及び完全消去したことを担保する方法について説明していただきたい」旨の発言があった。

これに対し人材派遣健康保険組合から「専用のデータ削除ソフトウェアを利用し、データを復元できないように電子的に完全に消去する。それを担保する方法として、消去証明書を提出させる。また、消去証明書については、写しを全国健康保険協会に提出する」旨の説明があった。

宮井委員から「全国健康保険協会が人材派遣健康保険組合から入手した電子記録媒体について、システム登録後に講じる保管・消去の具体的なリスク対策について説明していただきたい」旨の発言があった。

これに対し全国健康保険協会から「入手した電子記録媒体は、媒体管理簿の記載を行い、施錠可能な保管庫等に厳重に保管し、データ取り込み後、保管の必要がない使用済み電子記録媒体はシュレッダー等にて粉碎し破棄する。また、廃棄した記録を保存することとする」旨の説明があった。

嶋田委員長から「両機関は評価書に記載されたリスク対策を確実に実行していただきたい。また、両機関は密に連携を図り適切に特定個人情報の受け渡しを行っていただきたい。さらに、全国健康保険協会においては、不断のリスク対策の見直しを行い実務に即した教育・研修を確実に実施し、人材派遣健康保険組合においては、特定個人情報の完全消去を最後まで確実に実施していただきたい」旨の発言があった。

今回の全国健康保険協会及び人材派遣健康保険組合の説明内容を踏まえ、審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「第二期がスタートしたこの時点で現状から将来を展望し、当委員会が個人情報を取り巻く環境変化に対応していく旨を表明することがとても重要である。国内的には個人情報保護法の改正の検討に着手し、国際的にもさらなる地平に取り組むが、それに際しては、この理念の前文にあるとおり、個人情報の保護と利活用のバランスは、個人情報保護法の目的規定であり、当然の前提となる。加えて、今回の変更において「個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われ、国民の安心・安全の確保ができるよう」とするとしたが、これは、当委員会のこれまでの方向性や、活動の実績を踏まえて、今後の取組につながっていくものだと考える」旨の発言があった。

熊澤委員から「委員会発足以来、国際関係の構築、日EU相互認証やCBPRの促進を行ってきたが、そういったものを通じて培った国際協力の基盤や組織としての経験を活かして、次の段階に行くのだろうと思う。国内外からの当委員会に対する注目が増している中で、今後は、国際的制度調和を図りつつ、個人データの越境移転に関する議論をリードしていくことが課題であり、この組織理念を踏まえて取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

嶋田委員長から「ちょうど第二期のスタートのところで、個人情報を取り巻く環境もかなり変わってきているので、この時点での見直しは良いタイミングだと思う。副題が、「環境変化に機敏に対応」と、少しアグレッシブな表現になっていることも踏まえ、こうした状況を体現できるような組織運営をしていかなければならない。理念の変更を踏まえ、全員で取り組んでいきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、ホームページに掲載することとなった。

(3) 立入検査の報告について

事務局から、資料に基づき報告を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

以上